

令和2年12月18日

保護者の皆様へ

清瀬市教育委員会

日頃より本市の教育行政に対しご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

保護者の皆様には、4月からの臨時休業期間も含め、学校再開後の感染症対策等にご協力、ご対応頂き、深く感謝申し上げます。

さて、清瀬市においては、これまで学校における感染者が出た場合は、令和2年9月に発出した「今後の新型コロナウイルス感染症対策について～感染症等が判明した場合の対応～」に基づき「必要に応じて、翌日から1週間程度在籍校における全ての学年、学級を臨時休業する」としておりました。

この度文部科学省の『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」』の改訂が行われ、感染者が出た場合の臨時休業の考え方が再整理されました。

本市においても文部科学省のマニュアルに基づき、「保健所と相談の上、臨時休業の可否を場合によっては特定の学年、学級等の休業を行うこととし、臨時休業期間についても、状況に応じ縮小、延長を判断する」こととしました。

感染が拡大されている中、皆様のご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。